

財務省告示第百二十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成十九年度における輸入基準数量を次のように定める。

平成十九年三月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成十九年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	トン
二	四 トン
三	七・四二トン
四	三六、 六三トン
五	一、六四五トン
六	一八トン

二二	二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七
四三、五二六トン	一、七三三トン	一、八八トン	一六、三六二トン	一三、一七一トン	四、八二一トン	二七、七七七トン	八二二、五二二トン	一、四八八、三三三 トン	五、七八、五八トン	九八、六五四トン	六、九八一トン	一、二八四トン	四八、七二四トン	七・三七トン	・七二トン

二九	一、四六 トン
二八	八四 トン
二七	二、七八九 トン
二六	七、二一七 トン
二五	トン
二四	二八 トン
二三	九、六九五 トン
二二	二八一 トン